

2020年11月30日

お客さま各位

株式会社 荘内銀行

荘銀バンキングサービス「荘銀ダイレクト」の規定改定について

当行では、「銀行法の一部を改正する法律」（平成二十九年法律第四十九号）に則り、「電子決済等代行業者との連携および協働に係る方針」を公表し、これに基づき API 連携の整備を進めております。

今般、「荘銀ダイレクト」の規定に「API 連携」にかかる条項を追加いたしますのでお知らせします。なお、改定後の規定は、改定前からご利用いただいているお客さまにも適用されます。

記

1. 改定日

2020年12月1日（火）

2. 改定内容

- （1）第 16 条として、「API 連携」を追加
- （2）第 16 条追加に伴い、既規定の第 16 条以降を繰り下げ

以上

《 お問い合わせ先 》
荘銀ダイレクトサポートセンター
TEL : 0120-61-4071 (1#)
(平日 9:00~19:00)